「電気工事士法施行令の一部を改正する政令案」の概要

令和８年１１月
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
電 力 安 全 課

１．現状及び改正の経緯

電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）においては、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の公布を受けているものでなければ、一定の電気工事の作業に従事してはならないこととされており、免状の交付条件として、それぞれ第一種電気工事士試験、第二種電気工事士試験に合格していること等が定められている。

この電気工事士試験の受験者は、実費に勘案して政令に定める額の手数料を納めることとされており、電気工事士法施行令（昭和 35 年政令第 260 号）にその手数料が定められている。

一方、現行の手数料額を設定した後も、人件費、物価、試験会場設営運営費及び技能試験材料費等の上昇などにより、現行の受験手数料では、令和９年度に試験を継続して実施することが困難となる見込みである。

こうした状況に対応し、今後も受験機会を確保するため、本政令を改正することとした。

２．改正の内容

電気工事士試験の受験の手数料の金額につき、以下のとおりとする。

	通常（郵送申請）	電子申請等
第一種電気工事士試験手数料	14,400 円→17,000 円	13,000 円→15,500 円
第二種電気工事士試験手数料	12,500 円→13,800 円	11,100 円→12,300 円

３．今後のスケジュール（予定）

令和８年１２月　閣議決定
令和９年１月上旬　公布・施行